受 理 番 号	陳 情 第 3 号	件名	国に対して離婚後の共同親権制度の導入を拙速に進めないように求める陳情書
受理年月日	６．２．13		
陳　情　者			

【陳情要旨】

離婚後の共同親権制度の導入を拙速に進めないよう国へ求める意見書を提出してください

【陳情理由】

令和６年１月３０日にまとめられた法務省家族法制審議会の要綱案では、離婚後の子供の養育に関する制度について、父母どちらかの単独親権のみと定めた現行民法を改正し、共同親権を選べるようにするとした。離婚の際に父母の協議で単独親権か共同親権を選び、家庭裁判所が明確な「子供の利益を害する事情」を見つけられない場合には父母の合意がなくとも共同親権を命じ得るとした内容である。共同親権となった場合は、進学や病気の長期治療、転居といった重要事項は、父母が話し合って決めるとしている。

しかし、そもそも協議自体が困難、合意がスムーズにいかない関係の場合、円滑な共同親権が可能なのか。離婚後も相手との関係が強制的に継続することになり、意思決定を混乱させ、子供の利益を害し、子供の福祉に反するおそれがある。

虐待やドメスティックバイオレンス（ＤＶ）のおそれがある場合は、家庭裁判所が単独親権を決定できるとしたが、ＤＶ被害者側からは「力関係に差があり対等に話し合えない」「子供の安全を守れない」など、共同親権に反対する意見は根強い。家庭内の「密室」で起きるＤＶは顕在化しにくい。表面化しない暴力は証明が難しく、個別のケースで家庭裁判所が共同親権の可否を判断できるのか。ＤＶ防止法といった被害者保護の法整備や支援体制は未整備のままである。ＤＶ加害者との接点が残れば、子供への悪影響は続く。そもそも法制審議会は全会一致を慣行としてきたが、ＤＶ・虐待の専門家の反対を多数決で（21 人中３人が反対）押し切り、またパブリックコメント等当事者からの声を反映していない。

なお、父母の協力関係があれば、共同親権でなく現行法でも、共同の子育ては可能で、実際に離婚後でも、父母の家を行き来するなど、協力して子育てをしている事例は多くある。ＤＶや虐待の被害者の保護、子供の利益を最優先するためにも、これら懸念の声に耳を傾け、共同親権制度へ拙速に法改正を行わないよう求める。